

仕様書

1 業務の名称

医療的ケア看護職員配置業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

第5次堺市障害者計画にある「身近な地域における障害のある子どもやその家族へのとぎれのない支援体制の構築」をめざす取組として、市立の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下これらを「学校」という。）において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の学習、行事参加等の機会を保障するとともに、保護者の負担を軽減するため、医療的ケア看護職員を配置する。

3 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号業務 本業務のうち、2号業務以外の業務をいう。
- (2) 2号業務 学校が実施する宿泊学習において、医療的ケア看護職員を配置する業務をいう。

4 履行場所、履行期間、派遣日及び派遣時間

(1) 履行場所

- ・堺市内の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校及び当該学校が宿泊学習その他の校外学習を実施する場所
- ・上記のほか派遣先と派遣元が協議して決定する場所

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 対象学校数（予定）

【1号業務】 23校

【2号業務】 延べ10校

※1号業務及び2号業務のいずれも医療的ケアを要する幼児児童生徒の在籍状況により変動することがある。

(4) 派遣日及び派遣時間

【1号業務】

- ・履行期間内（学校休業日を除く。）において週5日以内の配置とし、派遣日は、学校毎に毎月派遣先が決定する。
- ・1日あたりの派遣時間は、3時間、4時間、5時間又は6時間のいずれかとし、授業時間数や給食の有無、対象幼児児童生徒の医療的ケアの状況に応じて派遣先が決定する。
- ・派遣日及び派遣時間のいずれも、学校における人員体制、対象幼児児童生徒の障害や疾病の状態の変化等により、増減することがある。

- ・対象幼児児童生徒の医療的ケアのため、派遣先が派遣時間を延長する必要があると認められた場合は、派遣時間を延長すること。なお、派遣時間の延長は、5分ごととする。

【2号業務】

宿泊学習の実施予定に応じて学校毎に毎月派遣先が決定する。ただし、学校における人員体制、対象幼児児童生徒の障害や疾病の状態の変化等により、増減することがある。

5 派遣人数

【1号業務】

27人程度

ただし、履行期間中に増減する場合がある。

【2号業務】

延べ10人程度

ただし、履行期間中に増減する場合がある。

6 予定数量

下表のとおり

区分	予定数量	積算
1号業務	23166時間	6時間(派遣時間区分の最大値)×143日(1人当たりの平均配置日数)×27人
2号業務	23日	2日(1泊2日)×7人+3日(2泊3日)×3人

7 派遣労働者の選任

- ・看護師資格を有していること。原則として、正看護師を選任すること。ただし、選任が困難な場合であらかじめ派遣先が承認したときは、准看護師の選任も可能とする。
- ・幼児児童生徒の対応に慣れた者で、かつ、業務内容を十分に理解した上で業務遂行ができる者を選定すること。なお、業務時において派遣労働者の業務能力が著しく低く、業務の目的を達し得ないと派遣先が判断した場合は、派遣労働者の交代を派遣元に通知する。この場合において、派遣元は、直ちに派遣労働者を交代し、業務に支障が生じないようにすること。
- ・派遣元は、派遣契約締結後、速やかに派遣労働者名簿を作成し、堺市教育委員会事務局学校教育課に提出すること。

8 業務内容

(1) 対象幼児児童生徒に係る業務

主治医が作成した指示書に記載された内容に従って以下の業務を行うこと。

- ①喀痰吸引(口腔内 鼻腔内 気管切開部 その他)
- ②経管栄養(経鼻胃管 胃ろう 腸ろう その他)
- ③導尿

- ④吸入・ネブライザー
- ⑤血糖値管理・インスリン注射
- ⑥人工呼吸器の管理
- ⑦中心静脈栄養
- ⑧酸素療法
- ⑨その他医療的ケア
 - ・気管切開部の管理
 - ・浣腸
 - ・摘便
 - ・発熱時の座薬の挿肛
 - ・カテーテル管理
 - ・カフアシストによる喀痰
 - ・喘息発作時の対応
 - ・てんかん発作時の対応
- ⑩日常生活及び教育活動支援
 - ・移動介助、食事介助、排せつ介助、見守り等、日常生活支援
 - ・学校内外で行われる活動への参加支援
- ⑪対象幼児児童生徒の健康情報の共有
 - ・保護者への報告（連絡帳等を使用）
 - ・教職員との情報共有
- ⑫その他必要な介助
 - ・服薬の補助など

(2) 対象幼児児童生徒以外の児童生徒に係る業務

- ・軽度の怪我や病気に対する応急処置（一般市販薬の投与、医療機関移送付添、診察後の経過観察及びケア、処置の記録及び報告等）
- ・一般市販薬の投与については、幼児児童生徒が持参したものに限り、副作用、アレルギー等を考慮した上で本人の承諾を得て必要最低限の投薬とすること。

(3) その他

- ・対象幼児児童生徒の容態が変化した場合は、指揮命令者及び指揮命令補助者に確認し、必要に応じて医療機関に移送すること。
- ・2号業務について、派遣先が必要と認める場合は、学校との事前打合せを行うこと。
- ・2号業務について、定時の医療的ケア、体調管理及び健康観察以外は、原則として、臨時の対応に備えて待機すること。

9 派遣日の通知

【1号業務】

4週間以上前に派遣先から派遣元へ通知する。ただし、4月及び5月については、派遣日の4週間以内に通知することがある。

【2号業務】

6週間以上前に派遣先から派遣元へ通知する。ただし、4月及び5月については、派遣日の6週間以内に通知することがある。

1 0 対象幼児児童生徒欠席時及び臨時休校園時の対応

- ・派遣日の前日までに対象幼児児童生徒の欠席が確定する等により、派遣を要しないこととなる場合は、休業補償として派遣日に予定していた賃金の半額を支払う。この場合においては、派遣労働者の出勤は要しない。
- ・派遣労働者を学校に派遣した後に対象幼児児童生徒の欠席が確定した場合は、予定していた勤務時間中、指揮命令者の指示に従って、他の幼児児童生徒の介助業務又は学校保健に関する業務を行うこと。この場合においては、賃金の全額を支払う。
- ・派遣日に臨時休校園となった場合は、休業補償として派遣日に予定していた賃金の半額を支払う。この場合においては、派遣労働者の出勤は要しない。

1 1 業務のために要した交通費等の取扱い

- ・派遣労働者が出張により要した交通費、宿泊料、使用料等（昼食代を除く。以下これらを「交通費等」という。）は、本市が負担する。
- ・交通費等は、当該派遣労働者が立替払をすること。この場合においては、派遣元は当該派遣労働者に実費精算を行った後、派遣先に対して当該実費精算をしたことを証する書面を提出した上で、賃金と併せて請求すること。
- ・当該派遣労働者が交通費等の立替払をすることが困難な事情がある場合は、派遣元が立替払をすること。この場合においては、派遣元は派遣先に対して当該立替払をしたことを証する書面を提出した上で、賃金と併せて請求すること。
- ・派遣元から上記の書面の提出及び請求があった場合は、賃金のほか、交通費等の実費を支払う。

1 2 服務規律等

派遣元は、派遣労働者に対して次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- ・服装は、業務に支障がなく市民に不快な感じを与えない清潔な服装とし、業務中は派遣元が用意する名札等を着用すること。
- ・業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も、同様とする。
- ・職務の遂行を怠らないこと。
- ・保護者や幼児児童生徒等に礼儀正しく親切丁寧に対応し、業務中の言動に注意し、保護者や幼児児童生徒等に不快感を与えないこと。

1 3 業務責任者

- ・派遣元は、本業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、派遣先の承認を得ること。また、責任者を変更するときは、速やかに派遣先に連絡し、承認を得ること。
- ・業務責任者は、勤務日において、常に所在を明らかにし、連絡を取ることができるようにすること。

1 4 指揮命令者等

指揮命令者 各学校の校長又は園長
指揮命令補助者 各学校の教頭、主幹教諭等

1.5 派遣先責任者等

派遣先責任者 堺市教育委員会 学校教育部 支援教育課長 ○○ ○○
派遣先苦情担当者 堺市教育委員会 学校教育部 支援教育課 ○○ ○○

1.6 契約金額

【1号業務】

通勤費や派遣元事業者として必要な諸経費等を含むものとし、1時間当たりの単価契約とする。

【2号業務】

通勤費や派遣元事業者として必要な諸経費等を含むものとし、1日当たりの単価契約とする。

1.7 その他の事項

- ・派遣労働者の通勤手段は、原則として公共交通機関とする。
- ・本仕様書に定めのない項目については、必要の都度、派遣先と派遣元で協議を行い、決定するものとする。